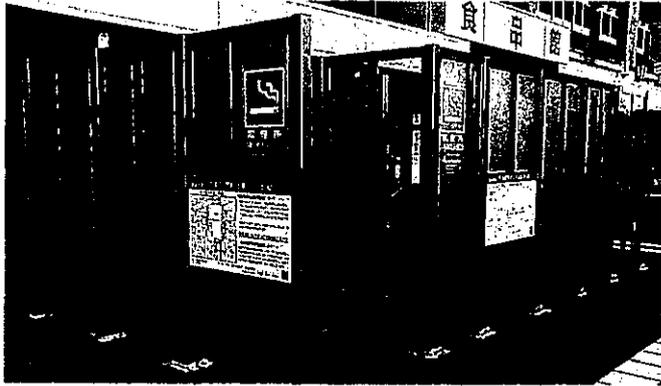


# 受動喫煙 地域で防止

県条例 4月施行



JR福島駅西口駅前に設置された指定喫煙所。受動喫煙防止重点区域を周知する案内も掲示されている

## 啓発の動き拡大 医師ら団体設立

県内で受動喫煙防止を啓発する動きが広がっている。医師らが県民の意識向上を目指す団体を立て、三十一日から各地の無線鉄塔や病院などを黄緑色の明かりで照らす「イエローグリーンライトアップ」を繰り広げる。関係者は「二人一人の周囲への気配りが大切になる」と呼び掛けている。

### きょうから 鉄塔、病院ライトアップ

団体は「Tobacco free ふくしま」で、四月に十八人の医師らが設立した。禁煙週間に当たる三十一日から六月六日まで、県内約四十団体の協力を得て、東北電力ネットワークの福島、いわき、会津各電力センターや福島医大などで夜間にライトアップ

活動を繰り広げる。黄緑色の「free ふくしま」は受動喫煙防止の色として全国的に使われている。四月には「ふくしま受動喫煙防止条例」が施行された。「学校などに喫煙所を置かない」「家庭や車で吸わない」などと明記されている。他にも「臭気や残留物に関して配慮に努める」と

るTobacco free ふくしまの斉藤道也代表は「コロナ感染者が吸ったタバコの煙や臭いがある場所に残っているならば、ウィルスが漂っている可能性もある。周囲の人を危険にさらさないためにも、喫煙する際にはマナーを厳守してほしい」と訴えている。

とし、喫煙者にモラルやマナーの徹底を求めている。福島、田村の両市は独自に受動喫煙防止に関する条例を定めている。福島市はJR福島駅周辺を「受動喫煙防止重点区域」に指定し、三月から違反者に二千円の過料を求めている。市健康推進課の担当者によると十七日現在、過料の対象となった市民はいない。県医師会常任理事を務め